

国見町職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 16 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 7 号

国見町職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

国見町職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和 41 年 9 月 30 日規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「及び」を「、」に改め、「指導主事」の次に「及び防災専門官」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。